

はっぴいハッピー

(2018年12月1日現在適用中)

項目	内容		
① 商品名 愛称	●自由金利型定期預金(M型) はっぴいハッピー		
② 販売対象	福祉年金等の受給者で当組組合員の個人の方のみご利用いただけます。		
③ 期間	【定型方式】1年・2年・3年 【満期日指定方式】1年超3年未満 ・自動継続の取扱はいたしません。		
④ 預入方法 預入金額	現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 ・証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 1,000円以上350万円以下(1円単位) ・お1人あたりの預入限度額は、350万円です。 ・お1人1店舗でのお取引に限定させていただきます。		
⑤ 払戻方法	元金は満期日以降、利息とともにお支払いいたします。		
⑥ 利息 適用利率 利息計算方法 中間利払 期日後利息 税金	預入日に店頭に表示する『はっぴいハッピー』金利を適用します。 ・原則、毎月1日に見直します。お預け入れ利率は満期日まで変わりません。 1年を365日として日割で計算します。(付利単位は1円。) ・単利型のみのお取扱とさせていただきます。 期間が2年以上のものは、預入日から1年ごとに、下記「中間利払利率」で計算した利息をお支払いします。 【中間利払利率】 お預け入れ利率×70% 【支払方法】 ご指定の口座に自動入金する方法(現金によるお支払はできません) 満期日から解約日の前日までの日数について、解約日の普通預金利率で計算した利息をお支払いします。 分離課税の方はお利息から税金20.315% (国税15.315%、地方税5%)が徴収されます。		
⑦ 手数料	ありません。		
⑧ 付加できる 特約事項	●マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税でご利用いただけます。		
⑨ 中途解約時の 取扱い	下記の「期限前解約利率」により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算して元金とともにお支払いします。 但し、下記の期限前解約利率が普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します。 【期限前解約利率】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ●1年・2年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×50% 1年以上……約定利率×70% </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ●3年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×40% 1年以上……約定利率×50% 1年6か月以上……約定利率×60% 2年以上……約定利率×70% 2年6か月以上……約定利率×90% </td> </tr> </table> 【税金】 分離課税の方は、「期限前解約利息」から税金20.315% (国税15.315%、地方税5%)が徴収されます。	●1年・2年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×50% 1年以上……約定利率×70%	●3年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×40% 1年以上……約定利率×50% 1年6か月以上……約定利率×60% 2年以上……約定利率×70% 2年6か月以上……約定利率×90%
●1年・2年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×50% 1年以上……約定利率×70%	●3年もの 6か月未満……解約日における普通預金利率 6か月以上……約定利率×40% 1年以上……約定利率×50% 1年6か月以上……約定利率×60% 2年以上……約定利率×70% 2年6か月以上……約定利率×90%		
⑩ 金利情報の 入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。		

はっぴいハッピー

(2018年12月1日現在適用中)

項目	内容
<p>⑪ 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>●苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総合コールセンターにお申し出ください。 【窓口:近畿産業信用組合 総合コールセンター】 0120-111-019 受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後6時 なお、苦情対応等手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kinsan.co.jp/</p> <p>●紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総合コールセンター、大阪地区しんくみ苦情等相談所またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電話:06-6941-1441 住所:〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電話:03-3567-2456 住所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</p>
<p>⑫ その他参考となる事項</p>	<p>●この『はっぴいハッピー』は福祉年金等の支給を受けておられる方で当組組合員に限り、ご利用いただけます。 ●ご利用の際は確認のため、年金証書等の提示及びコピーを提出頂きます。 ●商品概要説明書に記載されない事項については、「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いいたします。本規定をご希望の方は、窓口でお申しつけください。</p>

近畿産業 信用組合